

会 議 録

名 称	平成25年度 目黒区廃棄物減量等推進審議会（第1回）
日 時	平成25年4月11日（木）午後3時～午後5時まで
会 場	目黒区総合庁舎本館地下1階 15・16会議室
出席委員 (敬称略)	安井、庄司、清水、関、吉野、石川、原、團村、大竹、田中、佐熊、檜山、西澤、伊澤、 豊田、永井
区側職員	濱出環境清掃部長、堀内清掃リサイクル課長、石田環境保全課長、馬場清掃事務所長
傍 聴 者	12名
配布資料	資料1-1 第7期目黒区分別収集計画（案） 資料1-2 第7期分別収集計画の内容説明～現行計画との比較～ 資料1-3 第6期目黒区分別収集計画 資料1-4 第7期分別収集計画策定に用いる数値の算定表 資料2 平成24年度パンフレット類の作成について 資料3 宮城県女川町の災害廃棄物受入処理終了について（席上配付） 資料4 目黒清掃工場整備事業（建替等）事前説明会におけるご意見・ご質問の回答につ いて（席上配付）
会議次第	<p>1. 開 会 20人中出席が16人で、半数以上の定足数を満たしているので、会は成立する。</p> <p>2. 議題 以下、発言者名は下記のとおり表記する。 環境清掃部長・・・・・・・・・・ 部 長 清掃リサイクル課長・・・・・・・・・・ リ課長</p> <p>以下、名称は下記のとおり表記する。 東京二十三区清掃一部事務組合・・・・清掃一組</p> <p><報告事項> （1）第7期分別収集計画の策定について リ課長 （資料1により説明） 会 長 資料1-2の別表の「主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの」 の欄は計画素案の数値より現行計画の数値の方が多いところを説明願いたい。 リ課長 「主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの」これが現行計画では 23年度69、27年度にいたっては187になっている。これは今まで数値の実績値を捕捉 する方法がなく、予測については実際どれだけ容器が集められているか実態をつかむ すべが無かった。区の拠点回収という形で回収している数値を今回から採用した。今 までは計画として数値をあげていたが、その裏づけとなる数値の把握の方法がなかつ たので、実態が把握できる数に変えた。下段の「主としてプラスチック製の容器包装 であって上記以外のもの」の欄についても、現状の排出されている実績値に合わせた。 現行計画については、目標値に近づけるための数値であった。国からの方針も示され ていて、現状に即した数値を出すようにとのことで、過去の傾向を直接、式に落とし た。実態に即した値に修正をさせていただいたことで、数値のブレがある。 委 員 ガラス製容器については現行計画より増えているが、実績に基づいて見直したとい うことか。 リ課長 そのとおりです。</p>

委員	「主としてポリエチレン・・・」のところは、ペットボトルのことですよ。これは区で回収をする量を見込んでということか。
リ課長	区で回収する量である。
委員	ペットボトルの回収を区でやらなくなると、東京都で聞いたが本当か。
リ課長	今の話は「東京ルール」というもので、平成26年度末から回収方法を変える方向で準備している。
委員	そうすると回収しなくなるのは平成27年度からか。
リ課長	店舗回収されたペットボトルを区が回収することを無くすということで、今まで行っている行政回収は引き続き行う。
委員	それで計画の数値が増えているのか。
リ課長	集め方の変更であり、ペットボトル自体は年々増える傾向は変わらないと予想した数値である。
委員	区による店舗からの回収が無くなるので地元の自治体の回収分が増えるということか
リ課長	委員ご指摘のとおりである。
委員	確認したいのだが、区としては事業者による店舗回収を今後も継続してもらうというスタンスは変わらないか。
リ課長	関係業界からは「東京ルール」をやるのであれば、1区だけでなく、23区全体として同じ取扱をして欲しい旨要望があり、目黒区も店舗回収をやめる方向で準備を進めている。
委員	問題は店舗回収が利用者責任で回収することから出発しているわけで、利用者責任に基づいて小売店が回収することについては、区としてやめてもらうことを考えていないのか。
リ課長	いわゆる事業者としての責任の考え方には変更ない。
委員	「東京ルール」の廃止は決まったのか。前の審議会の時は、小売店と23区の話合いが進められているとのことだったが、結論として小売店も了承されたのか。
リ課長	当初23区で「東京ルール」を廃止することに対して、いくつかの区は継続すべきと、足並みが揃っていない時期があった。その後、23区統一して「廃止する」という方向で調整がつき、作業が進んでいる。
委員	廃止が決定し、条件が整えば実施するということか。
リ課長	方向性が固まった時点で、この審議会等に報告していく。
委員	そういう方向性になった場合、事業者の方はどういう対応をするか分からないが、区に引き取ってもらえないものを全部、小売り事業者が料金を含めて負担してリサイクルにまわさなければならない状態になる。そうすると事業者も負担が大きくなり、やっていけないので、店舗回収ボックスを無くしてしまう動きが起こる可能性について、区はどのように考えているのか。それから、例えば事業者の方から、お客様にペットボトルを持って来ないでくれとなった場合、区の行政回収が増えてくると思う。区としては区民に対して、まず、店舗回収してくださいと言って、店舗回収ができなかった場合は区で集めますというスタンスでいくのか、その辺どう考えているのか。
リ課長	店舗回収されたペットボトルを区が回収することについては、部分的に残すことはない。むしろ準備段階での普及啓発や事業者への調整が重要であると考えている。
委員	そうすると、ペットボトルのリサイクルはやめる方向ということか。家庭内のペットボトルは今までどおりリサイクルにまわすけれども、店舗回収のものは燃やすごみになるということか。
リ課長	ペットボトルの排出の実態として、店舗回収量が落ちてきて、区で回収している量が増えてきているため、回収方法を見直す時期にきている。

委員	店で回収しなくなると、どういうことになるのか。
委員	回収しなくなることは全く無く、事業者は業者に販売するルートがあり、今までは区に無償で回収したものを渡していたが、今後は有償で業者に渡すことになる。事業者によって足並みは違うとは思いますが、これまでどおり回収するし、リサイクルされる。ただ、回収する量が区の計画素案によると増えているが、それは減ると思っていたので質問させてもらった。
リ課長	今の段階で「東京ルール」をやめた時の回収量を予測するのは難しいと考える。計画素案ではこれまでの実績に基づいて、ペットボトルの量については今後も増えていくと予想し、「適正排出」という視点で普及啓発を図っていくことで、焼却されるものを減らしていこうと考えている。
委員	店舗回収されたものは区が引き取らず、リサイクルもしない方向だと誤解をあたえかねないので、今後広報の機会に説明が必要だ。
会長	いつ、最終決定されるのか。
部長	店舗回収している所が、100箇所以上区内にある。それを区が回収していたわけだが、集積所の資源回収がかなり定着してきている。そういう意味を含めて店舗回収部分を平成26年度で終了することを23区として考えている。23区とするわけなので全体として正しく理解してもらえるために、PRなどやっていかなければいけない。整理してから、改めて審議会で報告させていただく。
会長	決定するのは区長会か。
部長	各区で決めることだが、今まで「東京ルール」ということで23区統一してやってきた。課長会等の中で各区の足並みを揃えるために作業をしている。
会長	容器包装リサイクル法でペットボトルを集め始めた頃は、だいたい1tあたりで、処理費7万円くらいかかっていたが、今は逆に3万円くらい収入になる。区はお金をかけて回収するが、無料で事業者に渡している。他の自治体によっては、回収したものを事業者に渡して収入にしているところもある。 目黒区の計画では財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡す方針だ。
(2)平成24年度パンフレット類の作成について	
リ課長	(資料2により説明)
委員	子ども用パンフレットは良くできているが、転入者用のパンフレットは分別の仕方をごみと資源の分別方法だけを平面的にしか説明されていない。今後作成のときは、ごみ処理とリサイクルする処理の意味の違い、そのことで分別の質の違う意味合いに留意して工夫してもらいたい。
会長	燃やさないごみのところに小型家電とあるが、小型家電リサイクル法ができて、検討をしているときなので、表現を変えたほうが良かったのでは。
リ課長	小型家電の話がでたので目黒区の方向性について情報提供する。小型家電については、効率よく収集するにはどうすれば良いのか、認定事業者のサービスの状況とか、回収の方法とか、様々な検討を重ねて小型家電の回収の実施を考えている。今の段階では実施時期について決まっていない。
委員	周知方法のところに総合庁舎の西口ロビーのパネル展示とあるが、どのパネル展示もそうだが、パネルのところに行かないと何の展示だか分からない。西口に入った時に、何の展示がすぐ分かるように、立て看板か吊り看板を置いて欲しい。
リ課長	西口のロビーを使用するにあたり、安全確保のため置き方が決まっている状況があるが、現状の中で、のぼりを立てるとか、できる工夫をしていく。
<情報提供>	

(3) 宮城県女川町の災害廃棄物受入れにかかる情報提供

課長 (資料3により説明)

会長 何か質問はありますか。

委員 特になし。

(4) 目黒清掃工場整備事業事前説明会の開催結果について

課長 (資料4により説明)

会長 前回の審議会の結果、審議会有志 10 名の名前を付けて 3 月 22 日に、区長および議長に申し入れをしてきた。

委員 申し入れをしたとき、区長および議長から何か話はあったか。

会長 特に、話はなかった。

委員 清掃一組の説明会に 2 回出席し、質問をした回答に不満があったので、直接、清掃一組に話を伺ってきた。結果は、清掃一組の区長会が OK を出しているのに、一切変更できないと言われてきた。

会長 区長会に決定権はあるのか。

委員 区長会には手続き的には決定権はないはず。清掃一組の政策決定は清掃一組で、管理者が責任者だと思う、その決定に承諾を与えるのは議会。区長会で決まったからと言うのは厳密に言えば違う。

課長 区長会自体は任意団体の位置づけなので、そこで決定する機関ではない。

3 その他

会長 本日の審議会は第 6 期の最終回になる。

委員から、この第 6 期審議会の感想をいただきたい。

委員 (委員全員からひとこと)

4 閉会

以 上